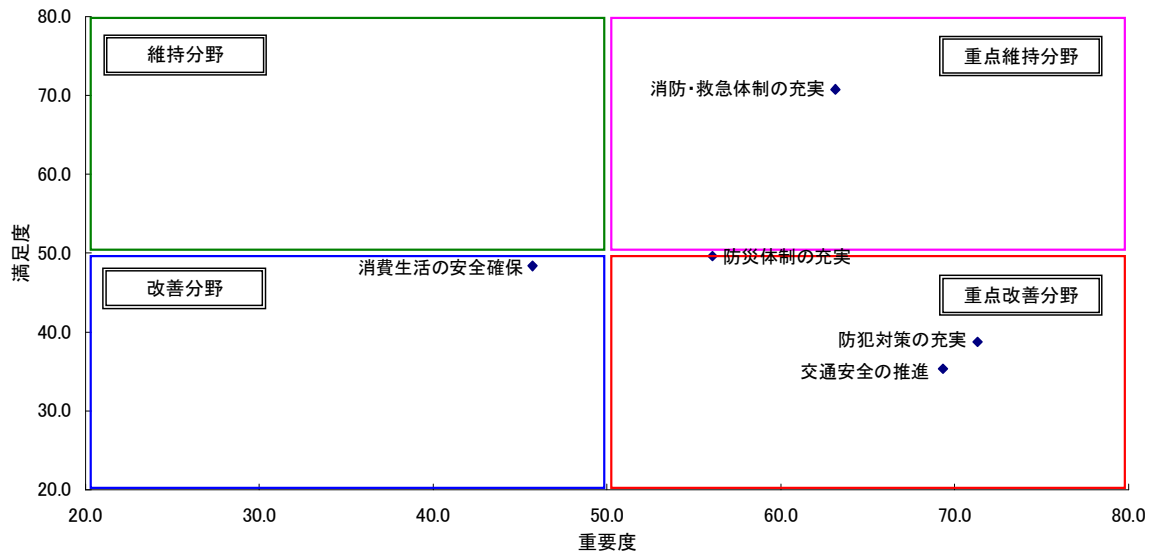


第3章 安全で安心して暮らせるまちへ

(安全な地域づくり)

市民アンケートにおける施策の満足度・重要度のマトリックス





防犯対策の充実

現況と課題

□ 現況

- 地域の連帯意識の希薄化による犯罪抑止力の低下が大きな社会問題として認識される中、子どもや女性を対象とした身近な場所での犯罪が後を絶たず、安全に対する不安感が増大しています。
- 市民との協働により、犯罪の発生を未然に防止し市民生活の安全を確保するとともに、市民の防犯意識の向上を図るため、ボランティア会員による石岡市エンゼルパトロールを発足し、地域の防犯活動に取り組んできました。
- 週3回(月・水・金)、児童の下校時に合わせて、学校と連携し、パトカー色公用車による巡回パトロールを実施しています。
- 各小・中学校PTAでは、「防犯パトロール中」のステッカーを保護者に配布し、自家用車に貼り付けてもらうなど、子ども達の見守り防犯活動を行っています。
- 地域の協力を得ながら、通学路を中心に「子どもを守る110番の家」を指定し、子供の保護と警察への通報を行っています。

■ 課題

- 市民の防犯意識を高めるために、地域・警察との協力・連携を図りながら、子ども110番や防犯パトロールを充実させていくことが必要です。
- 「地域の安全は地域で守る」ことが大切であり、市民一人ひとりが常に防犯活動を行っているという認識を持つことが必要です。

市民の声(アンケートより)

- ・ 犯罪のない明るい市になってほしい
- ・ 防犯・防災に関してももっと市民が積極的に参加できる環境を整備してほしい。
- ・ 防犯のため街灯の数を増やしてほしい。

◆防犯エンゼルパトロール登録者数

(単位:人)

年次	合計	男性	女性
平成16年度	307	191	116
平成17年度	316	192	124

資料:市民生活課

◆刑法犯発生状況


(単位:件)

年次	総数	凶悪犯	窃盗犯	粗暴犯	知能犯	風俗犯	その他
平成11年	1,112	4	1,070	6	24	1	7
平成12年	983	2	918	11	34	-	18
平成13年	1,210	4	1,114	21	23	-	48
平成14年	1,613	6	1,425	34	37	2	109
平成15年	1,459	8	1,241	38	28	7	137
平成16年	1,083	3	853	28	35	4	160
平成17年	1,370	4	1,072	39	83	6	166

資料:石岡警察署

施策の目標と展開方向

◆市民満足度

現状	2.44	
目標	3.21	

◆5年後の目標像

◇ 関係機関との連携を強化し、地域ぐるみでの防犯環境の向上による犯罪のないまちを目指します。

- (1) 防犯意識の高揚
主な取り組み／防犯マップの充実・周知、防犯情報の提供
- (2) 防犯体制の充実
主な取り組み／地域・学校・警察・行政の連携強化、自主防犯活動への支援、防犯意識の啓発
- (3) 防犯施設の整備
主な取り組み／防犯灯・街路灯の整備・同整備支援、交番増設の促進

◆成果指標

指標名称	算出方法	現状	目標
刑法犯発生件数	石岡警察署集計データより	1,370 件(H17)	700 件
街路灯設置灯数	年度実績より	14.6 灯／年 (H16-18 平均)	15 灯／年

施策推進のための役割

市民の役割

- ・ 地域ぐるみでの防犯対策を推進する。
- ・ 地域の団結力を強化する。
- ・ 防犯ブザーの設置など自主的に防犯対策を行う。

行政の役割

- ・ 地域・学校・警察との連携を強化する。
- ・ 防犯に関する情報を的確に広く市民に提供する。
- ・ 防犯意識の高揚と犯罪の未然防止に努める。

主要事業

◆防犯灯・街路灯設置事業

内容・手法等	夜間における犯罪の未然防止と通行の安全性の確保のため、必要な箇所に防犯灯や街路灯の整備を進めます。		
担当	市民生活課、市民(自治会等)、警察	実施時期	継続

◆自主防犯パトロール活動の推進

内容・手法等	犯罪の発生を未然に防止し市民生活の安全を確保するとともに、市民の防犯意識の向上を図るため、エンゼルパトロールによる地域の防犯パトロールや各小・中学校 PTA による子ども達の見守り防犯活動を行います。		
担当	市民生活課、市民、学校、警察	実施時期	継続



交通安全の推進

現況と課題

□ 現況

- 自動車社会の進展により市民の車両保有台数が増加する中、交通量の増加と過密化により自動車交通における危険性が高まっています。
- 高齢者の急速な増加、産業・経済活動の24時間化、ライフスタイルの多様化など、道路交通を取り巻く環境は依然として悪化しています。
- 本市の交通事故発生件数はここ数年減少傾向ではありますが、自動車利用者のマナー低下はもとより、自転車利用者のルールの理解不足なども問題となっており、交通事故の増加が懸念されます。
- 石岡地区においては、毎月1日の交通安全の日に6箇所(市役所入口交差点、工業団地内、高浜中央三差路、旭台交差点、国道6号宝島脇交差点、国道355号ココス角交差点)において、街頭活動を実施しています。
- 八郷地区においては、年4回の交通安全週間にあわせて、2箇所(八郷総合支所脇交差点、柿岡下宿坂下T字路)において、街頭活動を実施しています。
- 道路における区画線の設置、ガードレール、転落防止柵等を中心に交通安全施設の整備を進めています。
- 危険な交差点の改良整備を順次進めるとともに、夜間、見通しの悪い交差点について街路灯を設置しています。

■ 課題

- 交通事故を抑止していくため、年齢層に応じた、生涯にわたっての交通安全教育を推進し、市民の交通安全に対する意識啓発を進めていくことが必要です。
- 通学児童などの安全確保のため、交通量の多い通学路や県道等における歩道整備・改良が必要です。
- 飲酒運転による交通事故の多発が社会問題となっており、その撲滅へ向けて取り組みを強化していくことが必要です。

◆交通事故発生状況


(単位: 件、人)

年次	人身事故 件数	死者	年齢別			負傷者	物損事故 件数
			幼児	未成年	成年		
平成12年	725	9	—	—	9	847	1,903
平成13年	687	7	—	—	7	873	1,951
平成14年	728	8	1	1	6	961	1,994
平成15年	620	3	—	—	3	599	1,483
平成16年	597	6	—	—	6	815	2,020
平成17年	553	8	1	3	4	745	1,911

資料: 石岡警察署

施策の目標と展開方向

◆市民満足度

現状	2.35	
目標	2.95	

◆5年後の目標像

◇ 市民一人ひとりが交通ルール・マナーを守るとともに、交通安全に対する高い意識を持ち、交通事故のない安全なまちを目指します。

◇ 歩行者や自転車等が安全で快適に利用できる道路・歩道環境の整備されたまちを目指します。

(1) 交通安全活動の推進

主な取り組み／交通安全意識の啓発、街頭安全キャンペーン活動の充実、交通安全マップの作成、自転車を含めた交通ルール教室の充実、飲酒運転撲滅運動の展開

(2) 交通安全環境の整備

主な取り組み／交通安全施設の整備、通学路等への歩道の整備、スクールゾーンの整備

◆成果指標

指標名称	算出方法	現状	目標
人身事故発生件数	石岡警察署集計データより	553件(H17)	450件
交通事故死者数	石岡警察署集計データより	8人(H17)	0人

施策推進のための役割

市民の役割

- 交通安全団体などのボランティアを通じて、自主的な交通安全活動を行う。
- 交通ルールを守る。
- 交通安全教室へ積極的に参加する。

行政の役割

- 市民の交通安全活動を支援するとともに、積極的な参加・協力を求める。
- 市民の交通安全に対する意識啓発を行う。
- 道路整備や交通安全施設の整備を計画的に進める。

主要事業

◆交通安全施設整備事業

内容・手法等	道路交通の安全確保は、歩行者等道路を利用する人々の日常生活や経済・社会活動と密接に関係することから、交通安全総点検を実施するとともに、市民との協働によりカーブミラー等の交通安全施設の整備・維持の充実を図ります。		
担当	市民生活課、道路建設課、市民	実施時期	継続

◆交通安全対策事業

内容・手法等	市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、交通安全対策協議会の構成機関・団体及び石岡市民間交通指導員が連携して、交通安全運動を組織的・継続的に進めていきます。		
担当	市民生活課、石岡市交通安全対策協議会構成団体 石岡市民間交通指導員、市民	実施時期	継続



消防・救急体制の充実

現況と課題

□ 現況

- 本市の消防体制は、1 本部・2 署・1 分署・2 出張所となっています。
- 消防団は 18 個分団あり、団員 628 名で構成されています。
- 火災原因では人為的過失が多く、火災対象では建物火災が多数を占めています。
- 放火は、比較的都市化が進んだところで多くなっています。
- 救命率向上のため、一般公募及び各事業所や団体からの要望に応じて、自動体外式除細動器(AED)を設置するとともに、救急講習会を開催しています。
- 高齢化に伴い、救急件数が増加傾向にあるとともに、処置内容の高度化が顕著になっています。
- 管内に立地する病院は 2 次病院¹ のため、重症患者の収容が困難となっています。

■ 課題

- 消防機械器具の整備、消防水利の充実、職員の増員とともに、効果的な消火活動や高度な救命救急処置に対応できる人材育成を計画的に実施していく必要があります。
- 消防団については、地域住民の会社員化が進み、団員の確保が困難になってきていることから、そのあり方を再検討していく必要があります。
- 消防力の効率的な体制強化を図るため本署・分署の適正配置などを行い災害の複雑化・大規模化や消防に対する住民ニーズなどに対応し、今後、消防体制の充実強化を図っていくためには消防の広域化を進めていく必要があります。また、消防救急無線はアナログ回線を使用していますが、個人情報保護などの観点から、消防救急無線のデジタル化を進めていく必要があります。
- 更なる救急講習会の普及啓発活動や、管内医療機関との連携強化を進めていく必要があります。
- 突然の心停止の際に現場の救命措置がより迅速かつ的確になされ、救命率の向上を図るため、公共施設へ自動体外式除細動器(AED)を導入することが必要となります。

◆火災発生状況

(単位: 件、棟、世帯、人、㎡、a、百万円)

年次	火災種別				焼損棟数			罹災世帯数			罹災人員	死傷者数		焼損面積		損害見積額
	建物	林野	車両	その他	全焼	半焼	ぼや部分焼	全損	半損	小損		死者	傷者	建物	林野	
平成13年	23	2	14	15	11	2		6	2	4	42	2	1	1,191	21	103
平成14年	36	4	12	13	15	6	33	11	6	25	106	4	4	2,681	32	197
平成15年	19	1	6	4	15	—	23	9	—	14	68	1	3	1,414	1	125
平成16年	23	2	8	7	25	4	15	9	1	9	56	2	6	2,808	1	230
平成17年	35	2	3	3	17	3	33	9	—	14	66	4	5	1,625	10	165

資料: 石岡消防署

◆救急車出動状況


(単位: 件)

年次	搬送人員	出動件数											不搬送
		火災	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害事故	自損行為	急病	その他		
平成13年	2,394	2,474	13	—	431	30	8	703	17	35	2,056	316	178
平成14年	2,426	2,492	31	—	439	31	12	278	14	33	1,323	331	184
平成15年	2,582	2,673	14	—	423	35	8	288	20	33	1,459	393	192
平成16年	2,732	2,814	19	—	430	28	5	321	27	35	1,549	400	201
平成17年	2,834	2,969	25	—	391	20	10	323	23	39	1,697	441	223

資料: 石岡消防署

施策の目標と展開方向

◆市民満足度

現状	3.25	
目標	3.60	

◆5年後の目標像

- ◇ 市民・地域の初期消火活動と、消防本部が保有する施設・人員を効率的に活用した迅速な消防活動とが連携して行われ、市民の身体及び財産が守られるまちを目指します。
 - ◇ 市民一人ひとりが救命救急処置に対する高度な意識を持つとともに、高度医療機関・救急医療機関の連携・充実が図られた、安心して暮らせるまちを目指します。
- (1) 消防体制の整備・充実
主な取り組み／常備消防体制の充実強化、消防機械器具の整備
 - (2) 火災予防の推進
主な取り組み／火災予防・初期消火に対する意識啓発、住宅用防災機器の設置促進
 - (3) 救急活動の充実
主な取り組み／救急救命士の養成、救急救命設備(AED等)の充実、医療機関との連携強化・機能充実の促進

◆成果指標

指標名称	算出方法	現状	目標
1人当たり火災損害額	火災損害額÷人口 (過去5年の平均値)	2,812 円/人	1,927 円/人
救命率	心肺蘇生法実施者1ヵ月後生存者率 (過去5年の平均値)	9.9%	10.8%

施策推進のための役割

市民の役割

- ・ 初期消火活動や救命・救護活動を行う。
- ・ 住宅用消火器及び警報器を設置する。
- ・ 自主防災意識を高め、積極的に防災活動へ参加する。
- ・ 救命講習会等を積極的に受講する。

行政の役割

- ・ 市民に対し火災予防意識の高揚を図る。
- ・ 高度な消防吏員を育成する。
- ・ 消防車両・水利などの適切な整備・更新を図る。
- ・ 救急隊員の救急能力向上に努める。

主要事業

◆消防救急無線デジタル化事業

内容・手法等	消防体制の充実強化を図るための消防の広域化や、個人情報保護などへの対策として、消防救急無線のデジタル化を進めます。		
担当	消防本部	実施時期	長期

◆消防水利施設整備事業

内容・手法等	防火水槽、消火栓を設置し消防水利の充実強化、充足率の向上を図るとともに、無水利地区の解消を図ります。		
担当	消防本部	実施時期	長期

1 2次病院

病院の機能分担に基づき、次のとおり区分されている。①1次病院…初期治療・入院を必要としない程度 ②2次病院…入院治療を必要とする程度 ③3次病院…高度医療を必要とする程度



防災体制の充実

現況と課題

□ 現況

- 年に1度、水道、電力、電話等ライフライン関係機関(40～50団体)を中心に、自衛隊も加わった大規模な総合防災訓練を実施しています。
- 石岡市幼少年婦人防火委員会の下に、民間防火推進組織として、婦人防火クラブ 6 クラブ(207名)、少年消防クラブ 6 クラブ(144名)、幼年消防クラブ 2 クラブ(157名)が組織されています。
- 自主防災組織は市内に 116 組織あり、風水害や地震等の災害による被害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が自主的に防災活動を実施しています。

■ 課題


- 民間防火推進組織や自主防災組織は、防火意識を普及啓発し、出火率を低減させる大きな要因であるとともに、火災発生時の初期消火や大規模な災害時の地域互助のために重要であることから、今後も継続してその育成活動を実施していく必要があります。
- 総合防災訓練については、防災関係機関を中心とした訓練から、訓練会場周辺に居住する地域住民を主体とした地域単位の防災訓練へ移行し、防災意識の高揚と災害発生時に自分が何をすればよいのか具体的に理解することができる訓練にしていくとともに、武力攻撃事態等における的確かつ迅速な住民避難措置等が実施できるよう、国民保護に係る訓練内容を盛り込むことが必要です。

◆総合防災訓練の様子



施策の目標と展開方向

◆市民満足度

現状	2.71	
目標	3.13	

◆5年後の目標像

- ◇ 火災予防意識の高揚と地域の協力体制・連帯意識が確立された、災害に強く市民が安心して暮らせるまちを目指します。
- ◇ 地域の防災組織の協力体制が構築されるとともに、自衛隊や警察、事業所などの協力体制が確立された、安全なまちを目指します。
 - (1) 地域防災力の向上
主な取り組み／防災意識の啓発、自主防災組織の充実、防災マップ・防災マニュアルの作成・周知、国民保護計画の実行
 - (2) 防災体制の確立
主な取り組み／防災関係機関の連携強化
 - (3) 防災施設の整備
主な取り組み／公共施設の耐震化、防災情報システムづくり、耐震性貯水槽等の整備

◆成果指標

指標名称	算出方法	現状	目標
総合防災訓練参加率	総合防災訓練一般参加者延べ数÷人口	1.1%(H17)	4.7%
出火率	出火件数÷人口×1万人 (過去5年の平均値)	4.2件/1万人	3.9件/1万人

施策推進のための役割

市民の役割

- ・ 居住する地区周辺の危険箇所や、災害時の避難ルートを確認するなど、平素から関心を持ち、訓練時に実感を持って参加する。
- ・ 地域で必要となる訓練種目を検討・実施する。
- ・ 積極的に消防団や防火団体等へ加入して協力する。

行政の役割

- ・ 防災関係機関及び地域住民と円滑な情報交換を行い、連携を図る。
- ・ 地域住民だけでなく、専門的なノウハウや資機材を有する地域の事業所の参加を増やすための広報活動を推進する。
- ・ 積極的な地域の防災組織づくりを呼びかける。

主要事業

◆総合防災訓練実施事業

内容・手法等	市民の防災意識の高揚と、災害発生時の行動理解の促進のため、国民保護に係る訓練内容を盛り込みながら、訓練会場周辺に居住する地域住民を主体とした地域単位の防災訓練を実施します。		
担当	市民、防災関係機関、総務課、消防本部	実施時期	継続

◆防災まちづくり事業

内容・手法等	災害に強いまちづくりを進めるため、自主防災組織の充実と防災意識の高揚を図るとともに、防災マップの作成や避難所の案内板の設置を行います。		
担当	市民、防災関係機関、総務課、消防本部	実施時期	中期



消費生活の安全確保

現況と課題

□ 現況

- 生活や価値観の多様化、社会変化のスピード化に伴い、商品やサービス、またそれらに関する情報があふれ、さらに高齢化の進行、独居高齢者の増加などから、市民の消費行動をめぐる安全確保の必要性が増大しています。
- 毎月「消費生活センターだより」を広報紙に掲載し、消費者への啓発活動の充実に取り組んでいます。
- 週5日体制で、相談員(2人)による消費生活相談や苦情の受け付け・対応を行い、消費者へのアドバイスやトラブルの解消に努めています。

■ 課題

- 消費生活相談を充実するとともに、正しい知識に基づき的確な判断ができるよう、広く情報を提供していく必要があります。
- 複雑・多様化する消費トラブルや苦情について、相談員の能力向上を図り、適切に対応・処理していく必要があります。

◆消費生活センター相談件数


(単位:件)

年次	相談件数									
	電話情報 提供サービス	フリーローン ・サラ金	教養娯楽品 (資格教材含む)	補習用 教材	商品 (その他)	役務・ その他サービス	リース サービス	クリーニング	その他	
平成16年度	578	367	39	10	8	78	36	8	5	27
平成17年度	454	80	60	8	5	196	60	13	1	31

資料:消費生活センター

施策の目標と展開方向

◆市民満足度

現状	2.68	
目標	3.05	

◆5年後の目標像

◇ 消費生活に関する様々な情報が提供され、市民が高い消費者意識を持つとともに、十分なバックアップ体制の整ったまちを目指します。

(1) 消費者意識の啓発

主な取り組み／各種情報提供、消費者団体の育成

(2) 相談体制の充実

主な取り組み／相談員の育成、消費生活センターの充実

◆成果指標

指標名称	算出方法	現状	目標
消費者トラブル発生件数	消費生活センターへの相談のうち トラブル案件の件数	245 件 (H17)	200 件

施策推進のための役割

市民の役割

- ・ 消費生活に必要な知識を習得し、自立した消費者として判断・行動する。

行政の役割

- ・ 消費生活に関する問題を把握し、問題解決のために適切な助言と情報提供斡旋を行う。

主要事業

◆消費生活相談事業

内容・手法等	消費生活に関するトラブルなどに対処できるよう情報提供するとともに、複雑・高度化する内容に適切に対応するため、高度な知識と能力を持った相談員において、相談業務体制の充実を図ります。		
担当	市民生活課	実施時期	継続